

八尾工場

余剰電力売却契約書（案）

大阪広域環境施設組合

〇〇株式会社

#### (余剰電力の売却及び供給)

- 第1条 大阪広域環境施設組合（以下「甲」という。）は、大阪広域環境施設組合八尾工場に設置する発電設備（以下「発電設備」という。）における発電電力のうち、甲及び大阪市が消費する電力を除いた電力に余剰がある場合、甲は売却期間中、その電力（以下「余剰電力」という。）を買受者（以下「乙」という。）に全量売却する。
- 2 契約単価には、第3項に規定する非化石電源価値を含むものとする。なお、第12条第1項ただし書に規定する場合を除き、実際の余剰電力の売却量等にかかわらず、契約単価は変更しない。
- 3 甲は、余剰電力に係る非化石エネルギー源に由来する非化石電源としての価値（以下「非化石電源価値」という。）について、本契約により乙に売却される余剰電力に併せて、当該余剰電力に係るものを相対取引により乙に売却する。
- 4 第9条に規定する売却期間内に生じる余剰電力の量（以下「余剰電力量」という。）が、その予定売却量に比べて増減があった場合でも、甲は乙に余剰電力量の全量を売却するものとし、余剰電力量に係る非化石電源価値も同様とする。なお、その増減で発生した費用については乙の負担とし、その増減に係るインバランス精算に伴い発生する費用について、甲は負担しないものとする。

#### (環境に係わる付加価値の帰属)

- 第2条 甲の発電設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法等」という。）附則第3条により廃止された、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（以下「RPS法」という。）における新エネルギー等発電設備として経済産業大臣の認定を受けており、再エネ特措法附則第4条のRPS法の廃止に伴う経過措置により、甲から乙に売却する余剰電力量には新エネルギー等電気相当量を含むものとする。
- 2 新エネルギー等電気相当量に変動がある場合においても、甲は乙にその新エネルギー等電気相当量を含む余剰電力量を全量売却するものとし、新エネルギー等電気相当量すべてを乙の口座に記録することを同意するものとする。
- 3 甲はRPS法の経過措置における帰属に関し、売却した余剰電力量に係る新エネルギー等電気相当量を口座に記録することの同意書および確認書等を四半期ごとに乙に提出するものとする。
- 4 甲及び乙は、売却する非化石電源価値に相当する非FIT非化石証書（余剰電力が持つ非化石エネルギー源に由来する非化石電源としての価値を取引可能にするため、当該価値を有することを証するものをいう。以下同じ。）の取引を円滑に行うために相互に協力し、当該取引に係る必要な手続を遅延なく行わなければならない。
- 5 第2項及び前項の手続に必要な費用については、甲が必要とする場合は甲が負担し、乙が必要とする場合は、乙の負担とする。
- 6 第4項の必要な手続が全て完了した場合、当該手続を完了した非FIT非化石証書は、相対取引により甲から乙にその所有権が移転されるものとする。

#### (電力売却及び供給上の協力)

- 第3条 甲及び乙は、この契約に係る電力の売却及び供給を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常に保つ等、相互に協力するとともに、第三者の電気工作物に支障を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合は、各々必要な措置を講ずるものとする。

- 2 甲は乙から余剰電力送電計画（以下「送電計画」という。）の提供について要求があった場合、甲の指定する様式を基本とする送電計画を乙に提供するものとする。ただし、甲が提供する送電計画については、年間計画及び週間計画とし、週間計画にあっては、2週間分の余剰電力量（各日1時間単位）を提供するものとする。
- 3 余剰電力量が送電計画と大きく相違する事態が生じた場合、又は生じるおそれがあると認める場合は、甲は乙に対しその旨を通知するものとする。
- 4 甲は送電計画に記載された内容に拘束されるものではなく、いかなる義務を負うものではないものとする。
- 5 甲は、売却及び供給を行う余剰電力の安定に努力するものとする。

#### （一般送配電事業者との契約）

- 第4条 本契約を履行するため、別途一般送配電事業者との契約が必要となる場合は、甲は甲の責任と負担で、乙は乙の責任と負担で、各々が適切な内容の契約を遅延なく締結するものとする。
- 2 甲は発電事業者として、本契約の履行に必要な範囲で一般送配電事業者の定める各種約款を遵守するものとする。
  - 3 一般送配電事業者に対する接続検討の必要が生じた場合は、甲が申込み等を行うものとする。
  - 4 乙が一般送配電事業者と本契約の履行に必要な契約を締結する際に、接続検討回答書等の甲が所有する書類が必要となる場合は、甲は本契約の契約期間に限り、必要な範囲内で乙が使用することを認めるものとする。
  - 5 一般送配電事業者の定める各種約款に基づき、本契約の履行に必要な範囲で一般送配電事業者による設備工事等に係る費用負担が生じた場合は甲が負担するものとし、乙による設備工事等に係る費用は乙が負担するものとする。

#### （発電量調整供給契約）

- 第5条 乙は、計画値同時同量制度における発電契約者として、甲の発電設備を含む特例発電バランスシンググループ等必要な発電バランスシンググループを形成し、乙の責任と負担で一般送配電事業者と適切な内容で発電量調整供給契約を締結するものとする。なお、発電契約者とは、一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結する者をいい、甲は発電契約者にならないものとする。
- 2 乙は発電契約者として、計画値同時同量制度における発電計画等の各種計画を作成し、電力広域的運営推進機関に提出するものとする。ただし、電気事業法第29条に基づく供給計画については、甲が電力広域的運営推進機関に提出するものとする。

#### （余剰電力供給の中止又は制限）

- 第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、余剰電力の供給を中止し、又は制限できるものとする。
- (1) 一般送配電事業者の電気工作物の事故又は工事、点検、補修等により、甲が余剰電力を供給できない場合
  - (2) 甲の施設の事故又は運営上の都合による場合
  - (3) その他保安上の必要がある場合

(余剰電力受電の中止又は制限)

第7条 乙は、一般送配電事業者の電気工作物の事故又は工事、点検、補修等により余剰電力を受電できない場合、余剰電力の受電を中止し、又は制限できるものとする。

(契約期間)

第8条 本契約の契約期間は、契約締結日から令和4年3月31日までとする。

(売却期間)

第9条 本契約による余剰電力及び非化石電源価値の売却期間（以下「売却期間という。」）は、令和3年4月1日0時から令和4年3月31日24時までとする。

(契約の自動更新)

第10条 第8条に規定する契約期間及び第9条に規定する売却期間（以下「契約期間等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、1年間延長するものとし、延長後においても同様とする。

- (1) 契約期間満了日の4か月前までに甲又は乙から相手方に契約期間等を延長しない旨の意思表示があった場合
  - (2) 契約期間満了日の4か月前までに、甲が、乙が延長の対象期間に係る契約の保証を付していることの確認をできない場合（乙が本契約の締結に際して契約保証金を納付している場合又は甲が当該延長の対象期間に係る契約の保証を付す必要がないと認める場合を除く。）
- 2 前項第1号の意思表示は、書面による通知で行うものとする。
- 3 第1項の規定により契約期間等の延長（以下「自動延長」という。）に際し、供給条件を変更する必要がある場合は、自動延長前の契約期間等の満了日の4か月前までに甲乙協議の上決定する。
- 4 甲又は乙は、自動延長に係る判断に必要な書類の提出を相手方に要求することができる。
- 5 甲又は乙は、前項の規定により要求があった場合は、可能な限り協力するものとし、提出方法や内容等については、甲乙の協議により決定するものとする。

(余剰電力量の計量及び検針)

第11条 甲、乙間の余剰電力量の計量は、一般送配電事業者の取引用電力量計を介して行うものとする。

- 2 一般送配電事業者の取引用電力量計とは別に、乙独自の計量装置、通信設備等の設置を希望する場合は、乙はその旨を書面にて申請することとし、甲の書面による承認の下、乙の責任でこれを行うものとする。なお、設置場所及び電源については、甲は無償で提供するものとする。
- 3 取引用電力量計に不具合が生じた場合は、その期間内の余剰電力量について、その都度甲、乙が協議して決定するものとする。
- 4 第1項の取引用電力量計の検針は、毎月末日の24時に一般送配電事業者が行うものとし、甲及び乙はその結果について、互いに確認するものとする。

#### (料金の算定及びその支払い)

第12条 乙は毎月、甲から得た余剰電力量及び余剰電力量に係る非化石電源価値の料金（以下「電力量料金」という。）を甲に支払うものとする。電力量料金は、前条によって計量された時間帯区分ごとの余剰電力量を算出し、契約単価（本契約書の別紙に定めた余剰電力量の区分ごとの電力量料金単価）を乗じて得た電力量料金の合計金額とする。ただし、法令等の改正により、契約単価に係る消費税率及び地方消費税率（以下これらを単に「消費税率」という。）の変更があった場合は、当該変更後の期間に適用する契約単価は、次の計算式で算定される数値（小数点以下第3位を四捨五入した数値）とする。

（本契約書の別紙に定めた余剰電力量の区分ごとの電力量料金単価／110）×（100+100×  
変更後の消費税率）

- 2 前項の電力量料金の合計金額は、1円単位まで有効とし、1円未満は切り捨てるものとする。
- 3 甲は、第1項により算定された月ごとの電力量料金をその月の翌月20日までに乙に請求し、乙は同月中に甲に支払うものとする。ただし、乙がその月の電力量料金に係る請求書をその月の翌月21日以後に受領した場合は、当該請求書を受領した日の翌日から10日以内に支払うものとする。
- 4 乙は、前項の規定による支払いを所定の期日までに行わない場合は、次の各号に掲げる書類を甲に提出するとともに、大阪広域環境施設組合財産条例（平成27年大阪広域環境施設組合条例第43号）第22条において準用される同条例第10条第1項の規定により計算した延滞損害金を甲に支払わなければならない。
  - (1) 支払い遅延理由書
  - (2) 支払い計画書
  - (3) その他甲が必要と判断する書類
- 5 なお、支払日が銀行法第15条第1項に規定する銀行の休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、翌日に支払うものとする。また、翌日が休日に該当する場合は、さらに翌日に支払うものとする。

#### (再エネ特措法等における書類の提出について)

第13条 甲は、再エネ特措法およびRPS法に関する書類を必要に応じて乙に提出するものとする。

#### (記録)

第14条 甲、乙は、余剰電力の売却又は購入並びに余剰電力の供給に関する電力量等を記録し、相手方から要求のあった場合は、その写しを提供するものとする。

#### (契約不適合責任)

第15条 甲は、民法第562条第1項本文、第563条第1項及び同第2項、第564条及び第565条の規定にかかわらず、売却品の種類、品質又は数量に関し、一切の担保責任を負わない。ただし、甲が知りながら通知しなかった事実については、この限りでない。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第 16 条 乙は次の各号のいずれかに該当するときは、甲に対し損害賠償金として、この契約の契約金額(単価契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じた額。)の 100 分の 20 に相当する額を、甲の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

(1) 乙が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反するとして、独占禁止法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令、独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する納付命令又は独占禁止法第 66 条第 4 項の審決を受け、これらが確定したとき。

(2) 乙又は乙の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の場合において、乙が契約について行った独占禁止法第 3 条若しくは第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為又は乙若しくは乙の役員若しくは使用者がこの契約について行った刑法第 96 条の 3 に規定する行為により甲が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、甲は当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。

(甲の契約解除権)

第 17 条 甲は、必要があるときは乙と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 甲は、乙が正当な理由なく次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 期限内に履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めたとき
- (2) 契約履行の着手を遅延したとき
- (3) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき
- (4) 契約の履行にあたり職員の指示に従わないとき又は職務の執行を妨げたとき
- (5) 本契約に定める甲への支払いを怠るとき
- (6) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき
- (7) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき
- (8) やむを得ない理由により、乙より契約解除の申し出があったとき
- (9) 本契約の承継について、甲が承認しかねるとき
- (10) 前各号のほか、乙がこの契約に違反したとき

3 前項の規定は、乙の責による事由により履行不能となった場合について、これを準用する。

4 本条の契約解除は、第 12 条第 4 項に規定する延滞損害金の徴収を妨げないものとする。

(乙の契約解除権)

第 18 条 乙は甲が契約を履行しないとき、全部又は一部の契約解除を請求することができるものとする。

2 乙は、甲が正当な理由なく次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 本契約における余剰電力の売却又は供給を行い得ないと認められるとき

(2) 前号のほか、甲がこの契約に違反し、乙がその是正を求めるも、甲がその是正のための措置を講じようとしないとき

(損害賠償)

第 19 条 甲又は乙は、第 6 条又は第 7 条に定める場合を除き、この余剰電力の供給に伴い相手方、一般送配電事業者又は第三者に対し、損害を生ぜしめた場合は、その原因者が賠償の責を負うものとする。

2 第 17 条の規定に基づき、この契約を解除する場合、乙は甲に対し、解約により生じた甲の損害を賠償するものとする。

3 第 18 条の規定に基づき、この契約を解除する場合、甲は乙に対し、解約により生じた乙の損害を賠償するものとする。

(契約の変更)

第 20 条 この契約に定める事項について変更する必要がある場合は、甲、乙協議の上、これを行うことができるものとする。

(権利譲渡等の制限)

第 21 条 乙は、この契約により生ずる権利義務を譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(契約の承継)

第 22 条 甲又は乙が第三者と合併し、又は自己の事業の全体若しくはこの契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、この契約に定める諸条件をその後継者に承継せしめ、かつ相手方に対して後継者による義務の履行を保証するものとする。

2 前項に関し、第三者に譲渡するときは、甲及び乙は事前に協議を行うものとする。

(守秘義務)

第 23 条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行にあたって知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約期間終了後、又はこの契約の解約後においても同様とする。ただし、法令その他所定の手続きにより開示する場合は、この限りでない。

(契約の保証)

第 24 条 乙は、この契約の締結に当たり、次の各号に掲げるいずれかの方法により保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、一般競争入札においては単価契

約金額に予定数量を1年当たりの数量に換算した数量を乗じた額の10分の1以上の額、指名競争入札又は随意契約においては100分の5以上の額としなければならない。

- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、直ちに、その保証を証するものを甲に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、甲がその必要がないと認めたときは、乙は、同項に掲げる保証を付することを要しない。
- 5 第1項の規定により契約保証金の納付が行われているときは、第27条第1項に規定する場合（同条第2項によりみなされた場合を含む。）を除き、甲は、当該契約保証金をもって、この契約に基づき乙が負担する賠償金、損害金又は違約金等に充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに請求する。

#### （契約の自動更新による契約の保証）

第25条 第10条第1項第2号の確認とは、契約期間満了日の4か月前までに、次の各号に掲げるいずれかの方法により乙が保証を付したことを甲が確認することをいう。

- （1）契約保証金の納付
  - （2）延長後の本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証
  - （3）延長後の本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る金額は、本契約の締結時における契約保証金の額、保証金額又は保険金額以上の額とする。
  - 3 前条第5項の規定は、第1項の規定により契約保証金の納付が行われているときに準用する。

#### （契約保証金の還付）

第26条 甲は、乙が本契約の履行を完了したときは、乙の請求に基づき、速やかに契約保証金を還付するものとする。

#### （契約が解除された場合等の契約保証金の帰属）

第27条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金は甲に帰属するものとする。

- （1）第17条の規定によりこの契約の解除があった場合（乙の責に帰することができない事由による場合を除く。）
  - （2）乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責に帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
    - （1）乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
    - （2）乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
    - （3）乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(暴力団等の排除に関する措置)

第 28 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合は、その法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体（以下「暴力団」という。）の構成員（暴対法第 2 条第 6 号に規定するもの。以下「暴力団員」という。）であるとき

(2) 暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしていると認められるとき

(4) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき

(6) 役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その契約相手方が第 1 号から前各号までに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額（単価契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じた額。）の 100 分の 20 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第 1 項の規定により契約が解除された場合において、違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から支払いの日まで年 5 % の割合で計算した利息を付す。

(誓約書の提出)

第 29 条 乙は、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（平成 26 年 12 月制定）第 2 条に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要ないと判断した場合はこの限りではない。

(遵守事項)

第 30 条 乙は、この契約に明記されていない事項であっても本契約上当然必要な事項については、甲の指示に従うものとする

(その他の事項)

第 31 条 本契約条項及び仕様書に定めのない事項については、大阪広域環境施設組合契約規則（平成 26 年大阪広域環境施設組合規則第 7 号）及び大阪広域環境施設組合会計規則（平成 26 年大阪広域環境施設組合規則第 73 条）に従うものとし、その他は、甲、乙協議して定めるものとする。

## 【別紙】

### 契約単価一覧

1. 余剰電力の売却電力量（余剰電力量）の契約単価は、次のとおりとする。

余剰電力量の区分		電力量料金単価（円/kWh） (消費税等相当額含む)
時間帯区分	昼間時間帯電力量	円 錢
	夜間時間帯電力量	円 錢
	重負荷時間帯電力量	円 錢

※余剰電力の売却電力量には新エネルギー等電気相当量を含むものとする。

※それぞれの時間帯における電力量料金単価には非化石電源価値を含むものとする。

2. 余剰電力の売却電力量の区分

#### （1）重負荷時間帯電力量

7月1日から9月30日までの期間の毎日10時から17時までの時間帯における余剰電力の売却電力量。但し、日曜日、祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に該当する時間帯の余剰電力の売却電力量を除く。

#### （2）昼間時間帯電力量

毎日8時から22時までの時間帯における余剰電力の売却電力量。但し、重負荷時間帯及び日曜日、祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日に該当する時間帯の余剰電力の売却電力量を除く。

#### （3）夜間時間帯電力量

重負荷時間帯及び昼間時間帯電力量以外の時間帯における余剰電力の売却電力量。